

## 藤枝市空き家ゼロにサポーター運営事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、官民一体で藤枝市内の空き家等の対策を推進するため、空き家所有者等や空き家利活用希望者に対し、空き家に関する専門知識の提供、イベントの開催及び空き家利活用に関する情報発信等の空き家対策の支援を行う民間事業者、団体及び個人を藤枝市空き家ゼロにサポーター（以下「サポーター」という。）として登録し、運営するものとし、この実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 所有者等が自己の居住又は貸出を目的として建築又は取得した戸建ての住宅（昭和56年5月31日以前に建築された建築物又は工事中であった建築物にあっては、耐震補強工事を行ったもの又は行う予定のものに限る。）のうち、人が現に居住していない住宅（その敷地及び工作物を含む。）又は居住しなくなる予定の住宅をいう。
- (2) 所有者等 空き家を所有及び管理する者をいい、所有権の保有又は成年後見人等の届出により、その空き家の除却を行うことができる者及びその相続人をいう。
- (3) 住宅 一戸建ての住宅、長屋をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (4) 中山間地域 藤枝市中山間地域活性化基本計画の対象区域のうち、市街化区域を除いた地域をいう。
- (5) まちなか空き家・空き地バンク 中山間地域を除く市内全域において、空き家及び空き地の売却又は賃貸を希望する所有者等から提供された空き家及び空き地に関する情報を、移住定住を目的として空き家及び空き地の利活用を希望するものに提供する制度をいう。

### (サポーターの役割)

第3条 サポーターは、第1条の趣旨に賛同し、市内の空き家所有者等及び空き家利活用希望者（以下「サポーター利用希望者」という。）に対し、空き家対策に関する支援を行うものとする。

2 前項の規定による空き家対策に関する支援とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家の所有者等に対する不動産に関する専門知識の提供
- (2) 意識啓発や流通促進に資する空き家対策セミナーや移住体験イベントなどの開催
- (3) 空き家利活用希望者への空き家物件情報等の提供
- (4) その他市長が適当であると認める支援

3 サポーターが実施する空き家対策に関する支援については、有償・無償は問わない。ただし、有償で実施する場合には、あらかじめサポーター利用希望者が負担する金額等を市長に対し、明示しなければならない。

(サポーターの登録)

第4条 サポーターの登録を希望する民間事業者、団体及び個人は、藤枝市空き家ゼロにサポーター登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、サポーターとして登録するものとし、認定証（第2号様式）を交付する。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、この限りではない。

- (1) サポーターが、藤枝市暴力団排除条例（平成24年藤枝市条例第40号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者である場合
- (2) その他、市長が適当でないとした場合

3 サポーターの登録有効期限は、登録の日から1年間とする。ただし、登録項目に変更がなく、かつ、登録期間満了1か月前までに取消しの申出がない限り、自動更新とする。

(市の役割)

第5条 市長は、サポーターの業務運営にあたり、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 市ホームページ、広報等へのサポーターの取組内容の紹介
- (2) サポーターが行う空き家対策セミナーや移住体験イベントなどへの支援
- (3) サポーターが斡旋、所有している空き家物件の「まちなか空き家・空き地バンク」への情報掲載

(4) その他、サポーターの運営にあたり、市長が必要であると認める支援

(支援内容の停止及び変更)

第6条 サポーターは、第4条第2項により登録した支援内容を停止又は変更することができることとし、この場合においてサポーターは、市長に対しその旨を報告しなければならない。

(登録の取り消し)

第7条 市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、サポーターの登録を取り消すことができるものとし、藤枝市空き家ゼロにサポーター登録取消通知書(第3号様式)により通知する。

- (1) サポーターから登録取消しの申出があったとき。
- (2) 第4条第2項各号に該当することが判明したとき。
- (3) サポーターの趣旨に反するような行為を行うおそれがあると判断したとき。
- (4) サポーター利用希望者に不利益が生じるおそれがあるとき。
- (5) その他、市長が適当でないと認めたとき。

(免責事項)

第8条 市長は、サポーターが斡旋、保有する空き家情報を「まちなか空き家・空き地バンク」へ掲載することにより、空き家利活用希望者に情報提供を行うものとし、情報提供後に生じる売買や取引等に関する業務については、一切関与しないものとする。

2 市長は、サポーターの業務運営により生じたトラブル及び損害については、一切の責任や当該損害を賠償する義務を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月8日から施行する。